

## 広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問（個）第14号）

### 第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった保有個人情報を訂正しないとした決定は、妥当である。

### 第2 異議申立てに至る経過

#### 1 訂正の請求

- (1) 異議申立人は、平成18年8月18日付けで、広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、保有個人情報に係る自己情報開示請求を行い、実施機関は、「請求者が次の日付けで広島県情報公開・個人情報保護審査会あてに提出した質問書に関して行った具体的な措置の記録・平成18年4月16日・平成18年4月30日・平成18年5月28日・平成18年6月11日・平成18年7月29日」（以下「本件対象情報」という。）を請求に係る保有個人情報の内容とする自己情報開示決定を行い、平成18年9月1日付け行情第7号で異議申立人に通知した。
- (2) 異議申立人は、平成18年12月7日付けで、条例第23条第1項の規定により、平成18年9月1日付け行情第7号による自己情報開示決定通知書の「請求者が次の日付けで広島県情報公開・個人情報保護審査会あてに提出した質問書に関して行った具体的な措置の記録・平成18年4月16日ほか4件」を請求に係る保有個人情報の内容とする自己情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。
- (3) また、実施機関は、本件訂正請求は訂正請求の趣旨及び理由が不明確であるため、自己情報訂正請求書の補正について平成18年12月18日付けで異議申立人に通知し、異議申立人は、平成18年12月24日付けで自己情報訂正請求書（補正）を提出した。

#### 2 本件訂正請求に対する決定

実施機関は、本件訂正請求に対し、訂正請求の内容は請求者の保有個人情報に関する客観的な事実の訂正を求めるものではないとして、条例第24条第2項の規定により自己情報不訂正決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成19年1月5日付け行情第17号で異議申立人に通知した。

#### 3 異議申立て

異議申立人は、平成19年1月14日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による全部改正前のもの）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件訂正請求の対象となった保有個人情報の訂正を求め

る。

## 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

平成18年9月1日付け自己情報開示決定通知書に基づき開示された質問書の写しには、本来の提出先である、広島県情報公開・個人情報保護審査会とは異なる、広島県の一職員が記入したと思料される「諮問を受ける側の審査会は、実施機関が諮問しないことについて回答する立場にはない。」との記述(以下「訂正対象記述」という。)がある。

行政文書開示決定等に不服があるとして提起され、広島県情報公開・個人情報保護審査会に諮問されていない異議申立書が広島県の部署に多数存在し、なぜ諮問しないかについて数次の質問書を提出したが、実施機関である広島県は審査会の事務局という立場を利用して、質問書の余白に「諮問を受ける側の審査会には、実施機関が諮問しないことについて回答する立場にはない。」との不当な理由を明記している。

当該理由は客観的な記述でなく、審査会の単なる事務局職員にすぎない県職員が、質問書の存在を隠匿するために画策した記述であり、審査会の委員宛てに提出された当該質問書を「審査会の委員」にまったく届けることなく、広島県が独断で隠匿することは「郵便制度」そのものを否定するものである。

したがって、当該質問書余白の記述を、「広島県にも同様の質問書が繰り返し提出されているが、その質問に対して広島県（実施機関）からはまったく回答しておらず、諮問せずに放置していることが審査会の委員に伝わることを避けるため、当該質問書の存在を隠匿する必要がある。」との客観的な理由に訂正するよう求める。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

### 1 事案の概要

異議申立人は、平成18年12月7日付けで、本件訂正請求を行ったが、形式上の不備があったため、同年12月18日付けで補正通知を行い、異議申立人は、同年12月24日付けで自己情報訂正請求書(補正)を提出したが、異議申立人が求める訂正内容は、本件対象情報に記載された客観的な事実の訂正を求めるものではなかったため、自己情報不訂正決定を行った。

### 2 不訂正決定の理由

(1) 本件対象情報は、異議申立人が提起した異議申立てのうち広島県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問されていない事案について、諮問されていない理由などを審査会に説明を求める質問書に対す

る具体的な措置の記録である。内容としては、平成 18 年 4 月から 7 月までに提出された 5 件の質問書(以下「本件質問書」という。)に、收受印が押印され、対応等が記載され、供覧用のゴム印及び供覧した行政情報室職員の印が押印されたものである。

(2) 訂正対象記述は、審査会事務局として本件質問書を收受した行政情報室において、本件質問書のうち、平成 18 年 4 月 16 日付けの質問書に記載したものであるが、これは質問の内容が、異議申立事案を審査会に実施機関が諮問しないことに関して説明を求めるものであり、諮問を受ける側である審査会は回答する立場にないため、その旨を当該質問書に対する取扱いとして判断し、記載したものである。

(3) 条例第 22 条では、「何人も自己に関する個人情報の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正を請求することができる。」と規定しており、訂正の対象となる「事実」とは、具体的には、氏名、住所、性別等客観的に判断できる事実のことである。そして、訂正対象記述は、質問書に対する取扱いの判断であり、条例が訂正の対象としている「事実」の範囲には含まれないものである。

仮に「事実」に該当するとしても、異議申立人の求める訂正内容は、異議申立人の主観による推測である。

そもそも訂正請求を行う請求人は、開示を受けた保有個人情報のうち、①具体的にどの部分の「事実」の表記について、②どのような根拠に基づき当該部分の表記が事実でないと判断し、③その結果どのような表記に訂正すべきであると考えているか等の、訂正請求を受けた実施機関が訂正するか否かを判断するに足りる具体的な内容を根拠を示して主張すべきであるが、本件請求では、異議申立人からこのような具体的主張や資料の提出もなく、訂正請求に理由があると認めるときに該当しない。

(4) 以上のことから、本件対象情報について訂正しないとした本件処分は妥当である。

## 第 5 審査会の判断

### 1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、異議申立人が実施機関(旧行政情報室)宛てに提出した質問書に関して行った具体的な措置の記録について、実施機関は質問書の余白に不当な理由を明記しているとして、異議申立人が請求する内容に訂正するよう求めるものである。

実施機関は、異議申立人が訂正を求める記述は質問書に対する取扱いの判断であり、条例が訂正の対象としている事実には含まれないなどとして本件処分を行ったため、以下、その妥当性について検討する。

### 2 本件処分の妥当性について

#### (1) 自己情報訂正請求について

条例第22条第1項は、「何人も、自己に関する保有個人情報(略)の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正(略)を請求することができる。」としている。

また、条例の解釈運用基準では、「訂正は、保有個人情報の『内容が事実でない』場合に行われるのであって、『事実』とは、具体的には氏名、住所、性別、年齢、生年月日、家族構成、学歴、職歴、資格、日時、金額、面積、数量等客観的に判断できる事実をいう。したがって、本条に基づく訂正請求の対象は、評価・判断には及ばない。このため、評価・判断の内容そのものについての訂正請求があった場合には、訂正しない旨の決定をすることとなる。」とされている。

## (2) 本件処分の妥当性について

当審査会において、本件対象情報のうち、異議申立人が平成18年4月16日付けで提出した質問書を見分したところ、平成18年4月18日付けの広島県収受印とともに、「諮問を受ける側の審査会は、実施機関が諮問しないことについて回答する立場にはない。」との手書きの記載があり、その下側に行政情報室員の印が押印されていることが確認された。

異議申立人が訂正を求めている内容は、当該手書きの記載(以下「本件訂正請求対象情報」という。)であるが、本件訂正請求対象情報は、実施機関が説明するように、異議申立人が審査会宛てに提出した質問書に対する審査会事務局である行政情報室としての取扱いの判断を記載したものであって、客観的に判断できる事実とは認められない。

以上のことから、本件訂正請求対象情報は条例第22条第1項に規定する訂正請求の対象である事実には該当しないとして実施機関が行った本件処分は妥当である。

## 3 異議申立人のその他の主張

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

## 4 結論

以上により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
19. 4. 27	・ 諮問を受けた。
19. 10. 23	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
19. 11. 1	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
19. 11. 2	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
19. 12. 4	・ 異議申立人から意見書を収受した。
31. 4. 22 (令和元年度第1回)	・ 諮問の審議を行った。
元. 5. 27 (令和元年度第2回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

金 谷 信 子	広島市立大学教授
中 根 弘 幸 ( 部 会 長 )	弁護士
山 田 明 美	広島修道大学准教授